

認定書

番号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第12条第1項の規定に基づき、下記1の者は、下記2の中核的研究機関と共同して行う下記1の研究、下記2の中核的研究機関が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益である下記1の研究又は下記2の中核的研究機関が行った研究の成果を活用する下記1の研究に必要な下記2の施設を当該中核的研究機関の敷地内に整備し、当該施設においてその研究を行おうとするものであることを認定する。

年 月 日

内閣総理大臣 印

記

- 1 研究の概要及び当該研究を行う国以外の者
- 2 中核的研究機関の名称及びその敷地内に整備する施設の概要
- 3 2の施設を整備し、当該施設において研究を行う場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で国に提供すること又は研究の成果を国に報告することを条件とすること。